

2 議 会

議 会 構 成

1 議 員（現議員の任期：令和5年5月2日～令和9年5月1日）

(1) 議 員 数

- ・条 例 定 数 40 人（H21. 3. 11 制定・H23 一般選挙から施行）
- ・現 員 数 39 人

(2) 党派・会派別議員数

（R 8 . 4 . 1 現在）

党派 会派	自 由 民主党	公明党	国 民 民主党	社 会 民主党	日 本 共産党	無所属	計
市 民 ク ラ ブ			5	2		3	10
自 民 創 生	7					3	10
新 政 ミ ラ イ						9	9
公 明 党		6					6
日 本 共 産 党					2		2
ながさき次世代の党						1	1
明 政 ク ラ ブ						1	1
計	7	6	5	2	2	17	39

(3) 年齢別議員数

（R 8 . 4 . 1 現在）

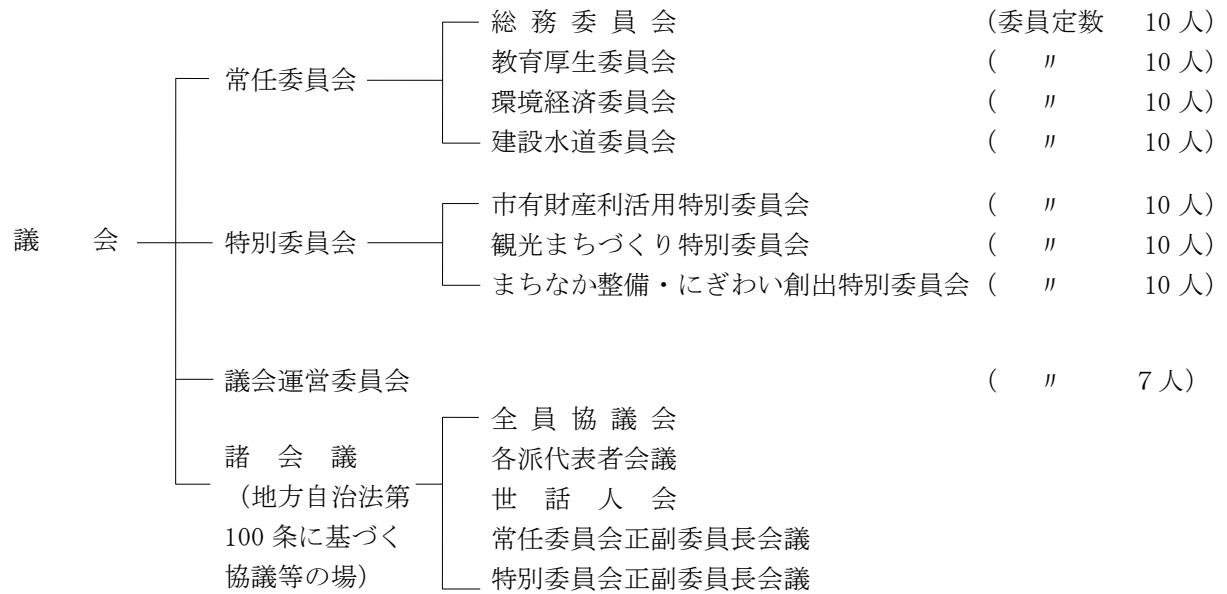
年 齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	平 均	最年長	最年少
人 員	4	6	9	10	8	2	59.3 歳	84 歳	32 歳

(4) 当選回数別議員数

当選回数	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成（R 8. 4. 1 現在）



(2) 常任委員会・特別委員会

(R 8. 4. 1 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任 期
総 務 委 員 会	防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	1 年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	
市有財産利活用特別委員会	市有財産利活用について	調 査 終 了 ま で
観光まちづくり特別委員会	観光まちづくりについて	
まちなか整備・にぎわい創出特別委員会	まちなか整備・にぎわい創出について	

(3) 議会運営委員会

協 議 事 項	1 議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること 2 議事日程に関すること 3 付議事件に関すること 4 議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること 5 一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6 選挙、選任に関すること 7 議事運営上問題となった事件等に関すること 8 議員の派遣に関すること 9 その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること										
構 成 員 の 選 出 区 分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数に 応じて選出。正・副議長には出席要請し、2人 又は3人会派についても、委員外議員として1人 の出席を要請することがある。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <th>所 属 議 員 数</th><th>委 員 数</th></tr> <tr> <td>4人～8人</td><td>1人</td></tr> <tr> <td>9人～15人</td><td>2人</td></tr> <tr> <td>16人～21人</td><td>3人</td></tr> <tr> <td>22人以上</td><td>4人</td></tr> </table>	所 属 議 員 数	委 員 数	4人～8人	1人	9人～15人	2人	16人～21人	3人	22人以上	4人
所 属 議 員 数	委 員 数										
4人～8人	1人										
9人～15人	2人										
16人～21人	3人										
22人以上	4人										
設 置 の 根 拠	長崎市議会委員会条例										
任 期	1 年										

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議等の場）

名 称	目 的	構 成 員	設置の根拠
全 員 協 議 会	市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う。	全 議 員	長崎市議会 会議規則第127条
各 派 代 表 者 会 議	高度に政治的な重要事項に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、2人以上の 会派の代表者1人（た だし、16人以上の会派は2 人）及び議会運営委員長	
世 話 人 会	議会の選挙、人事及びその他議会の 庶務に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委 員及び4人未満2人以上の 会派から1人	
常 任 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	常任委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員 長、常任副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	
特 別 委 員 会 正 副 委 員 長 会 議	特別委員会の運営及び活動等に関す る事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、特別委員 長、特別副委員長、議会運 営委員長及び議会運営副委 員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日（招集日）	2日間	4日間	4日間	1日間	最 終 日
本 会 議 （議案上程） （委員会付託）	休 会 （議案研究）	本 会 議 （市政一般質問）	委 員 会 （付託案件審査）	休 会 （議事整理）	本 会 議 （委員長報告）

※ 2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6～8日間程度

※ 9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

2 会議時間

午前10時から午後5時まで（長崎市議会会議規則第9条）

3 一般質問

（H18.11.27・R元.6.17・R7.6.16 議会運営委員会決定）

区 分	2月又は3月定例会（改選の年は6月定例会）		左記以外の定例会
	会派代表質問	個 人 質 問	個 人 質 問
通 告 期 間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の本会議終了後概ね1時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の午後1時まで
	※『運用1』		
所 要 日 数	概 ね 4 日 間		
会派持ち時間	（各定例会ごと）会派所属人数×30分 ※『運用2』		
発 言 時 間 （理事者答弁を含む）	2人会派 60分 3人以上の会派 90分 ※『運用3』	原則 60分 ただし、1会派につき1人のみ30分の質問ができる	
発 言 者 数	会派の代表1人	会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整して行う。
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用4』	抽 選	
関 連 質 問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める		
質 問 方 法	(1)一括質問一括答弁方式 質問通告表に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行った後、自席に戻り、理事者からの答弁を一括して受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。 (2)一問一答方式 質問通告表に基づき登壇して1項目目の最初の質問を行った後、自席に戻り、理事者からの答弁を受けた後、2項目目以降の質問は自席より行うものとする。		
発 言 通 告 書 の 記 載 内 容	件名を明記（※一問一答の場合は、質問内容の記載も必須）		

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』：同数会派は、交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。（各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。）

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも11月又は12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。（各総合事務所は、予算と同様）

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願・陳情

- (1) 請願…… 会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後5時までとし、議長受領後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月又は3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

- (2) 陳情…… 請願と同様の提出期限を設けている。持参、郵送または長崎市電子申請サービスにより提出された陳情は希望があったものは原則として議長の権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの、趣旨又は願意が不明確なもの、陳情者が市内在住ではないもの、市政に関わらないものなどに該当する場合は委員

会へ送付しないこととしている。付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

なお、委員会で審査を行った後、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍 聴

区 分	内 容	一 般 傍 聴 人	報 道 関 係 者
本 会 議		傍聴ロビーにおいて、傍聴人受付票に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。	報道機関が本会議を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が本会議の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。
委 員 会		1 一般の傍聴人の定員は原則7人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。 2 委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。 傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることができる。 傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。	報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

議 会 活 動

1 議会の開催状況（令和7年）

（単位：件）

議会の区分	会期 (日間)	会議日数		計	市長提出議案・報告 (件)								議員提出議案 (件)						請願	会議時間		市 政 一般質問 (人)
		本 会 議 (日)	委 員 会 (日)		小 計	条 例	予 算	人 事	決 算	契 約	財 産 取 得 処 分	その他		諮 問	条 例 等	意 見 書	決 議	附 帯 決 議		本 会 議	委 員 会	
												議 案	報 告 等									
計	85	25	24	273	263	108	45	9	14	28	8	19	32	0	2	3	1	1	3	70時間 36分	258時間 53分	代表 5 個人55
第1 回臨時会	1/23 1日間	1	1	10	9	0	5	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	38分	7時間 41分	
第2 回定例会	2/19 ～3/13 23日間	6	7	53	51	13	20	4	0	7	1	5	1	0	1	0	0	0	1	18時間 20分	102時間 26分	代表 5 個人10
第3 回定例会	6/9 ～6/26 18日間	6	5	50	48	8	5	2	0	9	5	1	18	0	0	1	1	0	0	16時間 44分	44時間 59分	個人15
第4 回定例会	9/5 ～9/29 25日間	6	5	97	96	77	2	3	0	5	2	3	4	0	0	1	0	0	0	17時間 19分	60時間 28分	個人15
第5 回定例会	11/25 ～12/12 18日間	6	6	63	59	10	13	0	14	7	0	10	5	0	1	0	0	1	2	17時間 35分	43時間 19分	個人15

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。

※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会を含めていない。

※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

2 委員会等の開催状況（令和7年）

区分 委員会名	R7年(回)			会議時間 (時間：分)
	計	開 会 中	閉 会 中	
合計	133	96	37	346時間18分
常 任 委 員 会	85	73	12	303時間29分
〔内訳〕 総 務	23	20	3	99時間24分
〔内訳〕 教 育 厚 生	21	18	3	79時間51分
〔内訳〕 環 境 経 済	19	16	3	48時間48分
〔内訳〕 建 設 水 道	22	19	3	75時間26分
議 会 運 営 委 員 会	18	11	7	10時間16分
特別委員会	30	12	18	32時間33分
〔内訳〕 防災対策 (令和6年設置)	1	0	1	10分
〔内訳〕 部活動のあり方検討 (令和6年設置)	1	0	1	13分
〔内訳〕 地域公共交通対策 (令和6年設置)	1	0	1	11分
〔内訳〕 旧合併町活性化 (令和7年設置)	9	4	5	13時間58分
〔内訳〕 官民連携在り方検討 (令和7年設置)	9	4	5	8時間30分
〔内訳〕 長崎港活性化対策 (令和7年設置)	9	4	5	9時間31分

区分 会議名	R7年(回)			会議時間 (時間：分)
	計	開 会 中	閉 会 中	
各 派 代 表 者 会 議	4	0	4	49分
世 話 人 会	8	3	5	55分
全 員 協 議 会	1	1	0	13分

3 委員会の審査状況（令和7年）

（単位：件）

区分 委員会名	合 計	審 査 案 件													報 告	調 査	陳 情
		小 計	条 例	予 算	人 事	決 算	契 約	財産 の取得 処分	そ の 他	諮 問	意 見 書	決 議	附 帯決 議	請 願			
合計	265	223	107	45		14	28	8	18					3	8	28	6
〔内訳〕 常 任 委 員 会	238	223	107	45		14	28	8	18					3	4	5	6
	総 務	67	63	42	2	1	4	4	8					2	1	1	2
	教 育 厚 生	64	61	19	16	6	12	2	5					1	1	1	1
	環 境 経 済	47	42	26	7	2	4	2	1						1	2	2
	建 設 水 道	52	49	20	13	4	8		4						1	1	1
	分 割 付 託	8	8		7	1											
	議 会 運 営 委 員 会	1													1		
〔内訳〕 特 別 委 員 会	26														3	23	
	防 災 対 策	1													1		
	部 活 動 の あ り 方 検 討	1													1		
	地 域 公 共 交 通 対 策	1													1		
	旧 合 併 町 活 性 化 対 策	8														8	
	官 民 連 携 在 り 方 検 討	7														7	
	長 崎 港 活 性 化 対 策	8														8	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も1件とする。

4 全員協議会開催状況

昭和 60. 10. 7	セントポール市親善訪問団歓迎について	平成 13. 11. 14	セントポール市公式訪問団歓迎について
61. 3. 22	ミデルブルフ市長歓迎について	13. 12. 28	被爆地域拡大是正に関する状況報告について
62. 5. 13	議会選出監査委員の選出について	14. 8. 26	市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて
63. 3. 2	長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について	15. 5. 16	監査委員の選出について
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について	15. 8. 11	市町村合併に伴う議員定数等について
元. 4. 20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について	16. 3. 1	市町村合併について（1 市 6 町）
2. 1. 19	本島長崎市長狙撃事件に関する声明について	16. 12. 22	監査委員の選出について
2. 6. 27	長崎「旅」博覧会について	17. 3. 11	市町村合併について（1 市 1 町）
2. 12. 14	福州市友好代表団の歓迎について	18. 12. 21	長崎市における経理処理の調査結果について
3. 5. 14	議会選出監査委員の選出について	19. 4. 18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について
4. 10. 8	セントポール市親善訪問団歓迎について	19. 5. 16	監査委員の選出について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の改正について（説明会）	20. 4. 18	故伊藤一長長崎市長の追悼について
5. 3. 24	監査委員の候補者の選出について	20. 11. 17	セントポール市公式訪問団歓迎について
5. 8. 12	長崎市立中央 3 小学校の統廃合について	21. 11. 24	オリンピック招致可能性の検討について
5. 11. 4	制限付一般競争入札の試行について（説明会）	22. 4. 13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎について
6. 5. 6	築町 3 番街区市街地再開発事業について	22. 7. 20	福州市公式訪問団歓迎について
7. 8. 28	新県立大学の設置問題について	23. 5. 13	監査委員の選出について
9. 1. 17	（仮称）いこいの里整備事業について	25. 3. 4	監査委員の選出について
9. 6. 12	監査委員の選出について	25. 9. 18	「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について
9. 12. 24	本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について	26. 3. 27	M I C E 事業について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎について	27. 5. 13	監査委員の選出について
11. 5. 17	監査委員の選出について	27. 10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎について
12. 6. 19	被爆地域拡大是正の要請行動計画について	29. 3. 3	監査委員の選出について
12. 10. 13	福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について	令和元. 5. 13	監査委員の選出について
12. 12. 22	長崎県廃棄物公共関与事業について	2. 3. 6	長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について
		3. 3. 11	監査委員の選出について
		5. 5. 11	監査委員の選出について
		7. 2. 28	監査委員の選出について

5 審議案件議決状況等

(1) 議員提出議案（令和7年）

議案番号	件 名	議決月日 結 果	提出会派
議第1号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について	1・23 可 決	各派共同 賛成多数
議第2号	長崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	3・13 原案可決	各派共同 全会一致
議第3号	被爆80周年の決議について	6・26 可 決	各派共同 全会一致
議第4号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について	6・26 可 決	各派共同 全会一致
議第5号	使用料及び手数料の改定に当たり適切な対応を求める意見書について	9・29 可 決	各派共同 賛成多数
議第6号	長崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例	11・25 原案可決	各派共同 賛成多数
議第7号	第213号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構第4期中期計画の変更の認可について」に対する附帯決議について	12・12 可 決	教育厚生委員会 賛成多数

(2) 請 願（令和7年）

受理番号	件 名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請 願 第1号	長崎市宮松山陸上競技場の歴史的・文化的価値についての調査等に関する請願について	2・28	教育厚生	3・13	不 採 択
請 願 第2号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願について	12・3	総 務	12・12	不 採 択
請 願 第3号	物価高騰から営業とくらしを守る消費税減税を求める請願について	12・3	総 務	12・12	不 採 択

(3) 陳 情 (令和7年)

受理番号	件 名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第 1 号	工場正面前カーブミラー設置に関する陳情について	1・17	—	—
陳 情 第 2 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅪ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅤ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ⅩⅢについて	2・19	—	—
陳 情 第 3 号	スケートボードパーク設置に関する陳情について	4・23	総 務	6・19
陳 情 第 4 号	被爆80周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に関する陳情について	6・6	教育厚生	6・18
陳 情 第 5 号	建築部住宅政策室職員の不適切な対応に関する陳情について	6・9	—	—
陳 情 第 6 号	長崎市における戦略的デジタル化と大胆な人員最適化による財政健全化と市民サービス向上に関する陳情について	6・9	総 務	6・19
陳 情 第 7 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅩⅢ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅤⅥ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ⅩⅢについて	6・9	—	—
陳 情 第 8 号	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情について	8・25	—	—
陳 情 第 9 号	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（N I T C A）と長崎市の関係性におけるガバナンスおよび運営構造に関する問題点の指摘と改善を求める陳情について	9・5	環境経済	9・18
陳 情 第 10 号	亀山社中記念館の入館料改定に関する陳情について	9・5	環境経済	9・19
陳 情 第 11 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ⅩⅩⅢ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ⅩⅩⅤⅦ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ⅩⅣについて	9・5	—	—

受理番号	件 名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳 情 第 12 号	「N I T C Aと長崎市の関係性是正」に関する貴議会からの回答への見解と再質問に関する陳情について	11・4	—	—
陳 情 第 13 号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情X X I V、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情X X X V I I I及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情X Vについて	11・25	—	—
陳 情 第 14 号	個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き早急に解決を望む陳情について	11・25	建設水道	12・5

6 公聴会開催状況

開 催 年 月 日	事 件	開 催 委 員 会
昭 44. 5. 8～5. 9	町の区域及び名称の変更について	建 設 水 道 委 員 会
昭 55. 11. 20	〃	〃
平 12. 12. 15	上下水道料金改定について	〃

7 聴聞会開催状況

開 催 年 月 日	事 件	開 催 委 員 会
昭44. 2. 8	水道料金改定について	建 設 水 道 委 員 会
46. 12. 3	ふん尿処理手数料改定について	教 育 厚 生 委 員 会
48. 7. 25	公害防止条例の制定について	公 害 対 策 特 別 委 員 会
49. 1. 22	市民生活安定緊急対策について	市 民 生 活 安 定 緊 急 対 策 特 別 委 員 会
50. 9. 5	水道料金改定について	建 設 水 道 委 員 会
51. 3. 3	一般廃棄物処理手数料改定について	教 育 厚 生 委 員 会
55. 1. 28	水道料金改定について	建 設 水 道 委 員 会
55. 1. 29	一般廃棄物処理手数料改定について	環 境 経 済 委 員 会
59. 2. 8	水道料金改定について	建 設 水 道 委 員 会
59. 2. 9	一般廃棄物処理手数料改定について	環 境 経 済 委 員 会

8 特別委員会設置状況

委員会名	設置期間
羽衣1号線市道管理に関する調査(100条)	昭 38. 10. 3~39. 1. 27
水資源開発調査	昭 40. 6. 28~42. 3. 22
異常渇水対策	昭 42. 10. 2~43. 3. 16
公害、交通対策	昭 44. 3. 17~45. 6. 20
公害対策	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
交通対策	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 45. 6. 20~46. 3. 13
	昭 46. 7. 13~47. 3. 10
	昭 47. 3. 10~48. 3. 9
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平 12. 3. 22~13. 3. 2
	令 元. 7. 2~ 2. 2. 21
本原土地区画整理事業に関する調査(100条)	昭 46. 7. 8~46. 10. 11
三重村編入に関する調査	昭 46. 12. 22~47. 11. 27
水道事業対策	昭 47. 3. 30~48. 3. 9
	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
市民生活安定緊急対策	昭 48. 12. 21~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
都市交通対策	昭 48. 3. 9~49. 3. 11
	昭 49. 3. 11~50. 3. 10
	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1

委員会名	設置期間
造船不況対策	昭 50. 7. 14~51. 3. 9
	昭 51. 3. 10~52. 3. 8
	昭 52. 3. 8~53. 3. 7
	昭 53. 3. 7~54. 3. 1
不況対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
都市環境整備対策	昭 54. 7. 13~56. 3. 4
	昭 56. 3. 4~58. 3. 2
行財政対策	昭 56. 12. 22~58. 3. 2
災害対策	昭 58. 7. 15~60. 3. 6
産業振興対策	昭 60. 3. 6~61. 3. 5
	昭 61. 3. 5~62. 3. 17
	昭 62. 7. 13~63. 3. 2
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
	昭 63. 3. 28~平元. 3. 1
行財政健全化対策	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
都市整備・女神大橋対策	平 元. 3. 27~ 2. 3. 5
女神大橋等交通対策	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
都市整備対策	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	平 2. 3. 30~ 3. 3. 22
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 10. 3. 4~11. 3. 4
	平 14. 3. 26~15. 3. 3
	平 20. 3. 17~21. 2. 24
	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
経済活性化	平 3. 7. 4~ 5. 3. 2
観光振興対策	平 5. 3. 26~ 6. 3. 2
	平 13. 3. 23~14. 3. 4
高齢者福祉対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
産業振興・不況対策	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
都市整備・交通対策	平 6. 3. 28~ 7. 3. 2
	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 30. 3. 15~31. 2. 22
経済活性化対策	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4
	平 8. 3. 28~ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27~10. 3. 4
	平 10. 3. 4~11. 3. 4
市庁舎・病院建設	平 7. 7. 7~ 8. 3. 4

特別委員会設置状況

委 員 会 名	設 置 期 間
高齢福祉・少子化対策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27～10. 3. 4
	平 10. 3. 4～11. 3. 4
まちづくり対策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3
	平 9. 3. 27～10. 3. 4
市立病院対策	平 8. 3. 28～ 9. 3. 3
環境問題調査対策	平 10. 3. 4～11. 3. 4
社会福祉法人マルコ会に関する調査(100条)	平 10. 6. 15～10. 9. 1
新市立病院建設	平 12. 3. 22～13. 3. 2
	平 17. 3. 25～18. 3. 2
景 気 対 策	平 12. 3. 22～13. 3. 2
史跡・文化財等対策	平 13. 3. 23～14. 3. 4
雇 用 対 策	平 13. 3. 23～14. 3. 4
	平 15. 7. 2～16. 3. 2
観光・文化財対策	平 14. 3. 26～15. 3. 3
行 財 政 改 革	平 14. 3. 26～15. 3. 3
政治倫理検討	平 14. 11. 20～15. 3. 25
	平 17. 9. 22～18. 3. 28
斜面地整備促進	平 15. 7. 2～16. 3. 2
水 産 振 興	平 15. 7. 2～16. 3. 2
	平 16. 3. 24～17. 3. 2
斜面地・中心市街地	平 16. 3. 24～17. 3. 2
	平 16. 3. 24～17. 3. 2
	平 18. 3. 28～19. 2. 27
観 光 振 興	平 25. 3. 18～26. 2. 21
	平 17. 3. 25～18. 3. 2
地 域 振 興	平 18. 3. 28～19. 2. 27
	平 19. 6. 29～20. 2. 22
農 業 振 興	平 17. 3. 25～18. 3. 2
	平 18. 3. 28～19. 2. 27
産 業 振 興	平 19. 6. 29～20. 2. 22
安全・安心まちづくり	平 19. 6. 29～20. 2. 22
世 界 遺 産 推 進	平 20. 3. 17～21. 2. 24
	平 26. 3. 14～27. 2. 20
バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査(100条)	平 20. 12. 12～21. 6. 5
地域医療・新市立病院建設	平 21. 3. 19～22. 2. 23
産業振興・雇用対策	平 21. 3. 19～22. 2. 23
ス ポ ー ツ 振 興	平 21. 3. 19～22. 2. 23
議会基本条例検討	平 21. 9. 18～22. 12. 13
環 境 対 策	平 22. 3. 19～23. 2. 22

委 員 会 名	設 置 期 間
公 共 施 設 利 活 用	平 22. 3. 19～23. 2. 22
防 災 対 策	平 23. 6. 26～24. 2. 22
	令 元. 7. 2～ 2. 2. 21
	令 6. 3. 15～ 7. 2. 19
次世代エネルギー利活用	平 23. 6. 26～24. 2. 22
市 庁 舎 建 設	平 23. 6. 26～24. 2. 22
	平 24. 3. 16～25. 2. 21
国 際 観 光 戦 略	平 24. 3. 16～25. 2. 21
福 祉 対 策	平 24. 3. 16～25. 2. 21
まちなか整備対策	平 25. 3. 18～26. 2. 21
市庁舎・支所機能再編検討	平 25. 3. 18～26. 2. 21
人口減少・高齢化対策	平 26. 3. 14～27. 2. 20
都市再生・財政問題	平 26. 3. 14～27. 2. 20
地 方 創 生 対 策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
世界遺産・観光客受入対策	平 27. 6. 29～28. 2. 19
長崎駅周辺再整備	平 27. 6. 29～28. 2. 19
	平 28. 3. 11～29. 2. 22
	平 29. 3. 16～30. 2. 21
観 光 客 受 入 対 策	平 28. 3. 11～29. 2. 22
	平 29. 3. 16～30. 2. 21
定 住 人 口 対 策	平 28. 3. 11～29. 2. 22
雇用・人口減少対策	平 29. 3. 16～30. 2. 21
地域づくり・人口減少対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
コンベンション誘致対策	平 30. 3. 15～31. 2. 22
周辺地区まちづくり対策	令 元. 7. 2～ 2. 2. 21
長崎駅周辺整備・交通結節対策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
	令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
観 光 客 誘 致 対 策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
人 口 減 少 対 策	令 2. 3. 13～ 3. 2. 22
ポストコロナ経済対策	令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
	令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
ポストコロナ交流人口拡大対策	令 3. 3. 9～ 4. 2. 21
ゼロカーボンシティ長崎推進	令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
観 光 客 誘 致 ・ 受 入 対 策	令 4. 3. 11～ 5. 2. 20
子 育 て 支 援	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
部活動の地域連携のあり方検討	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
長崎駅周辺交通対策	令 5. 6. 28～ 6. 2. 21
防 災 対 策	令 6. 3. 15～ 7. 2. 19
部 活 動 の あり 方 検 討	令 6. 3. 15～ 7. 2. 19
地 域 公 共 交 通 対 策	令 6. 3. 15～ 7. 2. 19
旧 合 併 町 活 性 化 対 策	令 7. 3. 13～ 8. 2. 18
官 民 連 携 在 り 方 検 討	令 7. 3. 13～ 8. 2. 18
長崎港活性化対策	令 7. 3. 13～ 8. 2. 18
市 有 財 産 利 活 用	令 8. 3. 12～
観 光 ま ち づ くり	令 8. 3. 12～
まちなか整備・にぎわい創出	令 8. 3. 12～

議 会 改 革

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 10 年 5 月 18 日	・議長の諮問機関として「議会制度調査検討協議会」を設置し、次に掲げる事項について審議することを決定 【審議事項】 (1) 議会の権能と活性化に関すること。 (2) 議員の定数に関すること。
平成 10 年 12 月 8 日	・「議会制度調査検討協議会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 48 人から 2 人減することを決定
平成 10 年 12 月 18 日	・12 月定例会本会議において議員定数を 46 人に減員（平成 11 年の一般選挙から施行）
平成 11 年 10 月 30 日	・長崎青年会議所主催による「長崎市こども議会」を開催
平成 13 年 3 月	・平成 13 年 3 月定例会からケーブルテレビによる本会議の生中継を開始
平成 13 年 3 月 7 日	・「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」制定（平成13年 4 月 1 日施行）
平成 13 年 5 月 25 日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置し、議員定数等について審議することを決定
平成 13 年 9 月 3 日	・長崎市議会ホームページ開設
平成 13 年 12 月 17 日	・「議会制度検討会」から議長に対し「議員定数」について答申がなされる。 【答申】（一部抜粋） ・議員定数については、現状の 46 名を維持すべきである。 ・議員定数については、現状の 46 名から 2 名ないし 4 名を減すべきである。 との、ほぼ拮抗した意見であることから、本検討会として一定の結論を出すに至らなかったため、両論をもって答申するものである。
平成 14 年 1 月 10 日	・「議会制度検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】 1 市政一般質問について ① 質問方法について 質問通告書に基づき登壇して質問を行う場合は、一括質問として、再質問からは、自席での一問一答方式も行うことができるものとする。 なお、理事者においては、より充実した論議を行うためにも、質問の趣旨に沿った的確かつ簡潔な答弁を心掛けるよう求めるものである。 ② 3 月定例会における個人質問について 施政方針説明・当初予算の審議が行われる 3 月定例会においては、1 人会派を含めたすべての議員に発言の機会を与えることを目的に、代表質問に加えて個人質問を併用することとする。
平成 14 年 1 月 18 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、3 月定例会は代表

決定又は実施年月日	内容
	質問に加えて個人質問を併用することを決定
平成 14 年 2 月 25 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 46 人から 2 人減する条例案と現行の議員定数を維持する条例案の 2 件を上程することに決定した。
平成 14 年 3 月 4 日	・ 3 月定例会本会議において議員定数を 44 人に減員（平成 15 年の一般選挙から施行）
平成 14 年 11 月 20 日	・「政治倫理検討特別委員会」を設置
平成 15 年 1 月 17 日	・「長崎市議会議員政治倫理条例」を制定（平成 15 年 2 月 25 日施行）
平成 15 年 10 月 1 日	・長崎市議会会議録検索システム稼働 【閲覧期間】 ・本会議（平成 5 年 9 月～） ・常任委員会（平成 11 年～） ・特別委員会（平成 12 年～）
平成 17 年 1 月 1 日	・市町村合併に伴い市域が広範囲となること及び議員の調査研究活動が複雑多岐となっていることなどから議員 1 人当たりの政務調査費の月額が「10 万円」から「15 万円」になる。 ・これまで本会議または委員会に出席した際に支給されていた 9,000 円の出席費用弁償を廃止 ・「長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」施行 【定例会で報告する契約】 ① 市が賃借人となる予定価格 2,000 万円以上の賃貸借の契約 ② 地方公営企業の業務に関する予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負の契約
平成 17 年 4 月 1 日	・長崎市議会会議規則第 73 条「会議録の記載事項」の第 2 項の「議事は、速記法によって速記する」を「議事は、録音又は議長が適当と認める方法によって記録する」と改めたことに伴い速記を廃止 ・政務調査費の交付が「会派」から「議員」に改められる。
平成 17 年 6 月 1 日	・委員会については、ノーネクタイ・ノー上着の軽装執務での出席を可能とする。
平成 17 年 6 月	・平成 17 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の生中継を開始
平成 18 年 3 月 6 日	・議長の諮問機関として「議会活動検討会」を設置し、議会活動等について審議することを決定
平成 18 年 6 月	・平成 18 年 6 月定例会からインターネットによる本会議の録画中継を開始
平成 18 年 9 月 20 日	・「議会活動検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】

決定又は実施年月日	内容
	1 議会活動について (1) 一般質問について ① 代表質問の時間について 3月定例会（改選の年は6月定例会とする。以下同じ。）の会派代表質問の時間の上限を120分から90分に変更するものとする。 また、3月定例会における個人質問については、上記変更に伴い、所要の見直しを行うものとする。なお、これら変更等については、平成19年6月定例会から実施することとする。
平成18年11月27日	・「議会活動検討会」の答申を受け議会運営委員会において、会派代表質問の時間を上限120分から90分に変更し、平成19年6月定例会より実施することを決定
平成20年7月1日	・議長の諮問機関として「議会制度改革推進会議」を設置し、各会派から提出された検討項目について審議することを決定
平成20年11月28日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について中間答申がなされる。 【答申事項】（一部抜粋） 1 議員「定数」について 議員定数については、将来の人口動向や本市の厳しい財政状況を踏まえ、より積極的に行財政改革に取り組むべきであるとの立場から、従来の人口1万人に対し議員1人から人口1万1,000人に対し議員1人という判断で、現在の条例定数44人から4人を減員し、40人とすべきであるとの意見が多数を占めた。 なお、「人口1万2,000人に対し議員1人の38人とすべき」「民意を反映するため条例定数の44人もしくは法定定数の46人とすべき」との意見があった。 2 議員報酬について 議員報酬については、議員定数が決定した後、議員定数の減員による効果等を考慮しながら、再度、協議を行っていただきたい。 3 予算措置関係について (1) 政務調査費の額 政務調査費の額については、議員定数及び議員報酬が決定した後、再度、協議を行っていただきたい。 (2) 国内（常任・特別・議会運営委員会）視察旅費の額 常任委員会の調査旅費については、現行の1委員当たり36万円から11万円を減額し、25万円とする。また、特別委員会及び議会運営委員会の調査旅費については、現行どおり1委員当たり15万円とする。なお、実施時期は、平成21年度とする。
平成20年12月2日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、常任委

決定又は実施年月日	内容
	員会1委員当たりの旅費は36万円から25万円に、特別委員会及び議会運営委員会の旅費は、現行どおりとすることを決定
平成20年12月12日	・長崎市議会会議規則を一部改正し、「協議又は調整を行うための場」として、全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議を設けることを決定
平成21年2月17日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の44人から4人減することを決定
平成21年2月24日	・2月定例会本会議において議員定数を40人に減員（平成23年の一般選挙から施行）
平成21年3月5日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について最終答申がなされる。 【最終答申（内容）】（一部抜粋） 1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について 検討項目等が複雑多岐にわたり、長期間を要するため、別途、調査機関を設置して検討していく必要がある。 2 議会運営について (1) 本会議・委員会の運営、(2) 予算・決算審査のあり方 予算・決算特別委員会の設置を含め、今後、議会運営委員会において協議を行っていただきたい。なお、常任委員の任期については、2年間とすべきであるとの意見が出された。 (3) 一般質問時間（1人40分）について 現行どおり会派持ち時間（会派所属人数×30分）の範囲内において、事前に通告した時間以内とするとの意見が多数を占めた。 3 議員連盟のあり方について 議員連盟の設置については、一定のルールを議会運営委員会で協議し決定している経過から、見直しが必要であれば、再度、議会運営委員会において協議していただきたい。
平成21年5月25日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり今後の対応等を決定 1 「議会基本条例」等の制定に向けての検討について ・平成21・22年度中に検討組織を設置し、協議する。 2 予算・決算審査のあり方について ・平成21年度中に議会運営委員会において協議する。 3 議員連盟のあり方について ・平成21年度中に議会運営委員会において協議する。
平成21年9月8日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のと

決定又は実施年月日	内容
	おり決定 1 予算・決算審査のあり方について ・予算・決算審査について、現行どおり「委員会分割付託方式」で決定 2 議員連盟のあり方について ・「議員連盟の設置に関する申し合わせ」の見直し案として、正副委員長案が示され正副委員長案のとおり決定された。 〔長崎市議会の複数会派の議員で構成する議員有志の集まりが議員連盟の呼称を使用する場合に当たっては、議会運営委員会において一定の手続きを行い、認定を受けなければならない。〕
平成 21 年 9 月 18 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け、議会基本条例検討特別委員会設置
平成 22 年 7 月 29 日	・市民との意見交換会開催（長崎市立図書館 1 階多目的ホール） 内容：議会基本条例検討にあたっての市民との意見交換
平成 22 年 12 月 13 日	「長崎市議会基本条例」を制定（平成 23 年 5 月 2 日施行）
平成 25 年 2 月	・平成 25 年 2 月定例会から署名簿（出席簿）を廃止し、議員の応招の通告は、「登庁表示板」に表示する運用に改めた。
平成 25 年 2 月 21 日	・地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたこと等に伴う「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を実施。併せて「政務活動費運用マニュアル」を整備
平成 25 年 9 月	・平成 25 年 9 月定例会からYouTube（ユーチューブ）を利用し本会議中継（録画のみ）のスマートフォンへの対応を行う。 （※職員が作業を行うことによりゼロ予算で対応可能となる。）
平成 26 年 4 月 1 日	・議会事務局に設置されている総務課、議事課及び調査課の 3 課体制を総務課、議事調査課の 2 課体制に見直す。
平成 26 年 5 月	・政務活動費の前年度分収支報告書のホームページへの掲載
平成 26 年 5 月 30 日	・「長崎市議会 F a c e b o o k」を開設
平成 26 年 6 月	・「特別委員会調査報告書（まとめ）」を平成 23 年度分以降をホームページへ掲載
平成 26 年 9 月	・「市政概要」を平成 26 年度分からホームページへ掲載
平成 26 年 11 月	・「調査資料報」を平成 26 年 11 月版からホームページへ掲載
平成 27 年 7 月 8 日	・議員の欠席を認める理由に「出産」を追加する「長崎市議会会議規則の一部を改正する規則」を可決
平成 27 年 10 月	・長崎市議会会議録検索システムに新たに議会運営委員会、世話人会、全員協議会及び各派代表者会議の会議録を追加掲載 【閲覧期間】 ・議会運営委員会（平成 7 年 1 月～）

決定又は実施年月日	内容
	・世話人会（平成 7 年 5 月～） ・全員協議会（平成 11 年～） ・各派代表者会議（平成元年 1 月～）
平成 27 年 12 月 4 日	・「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置 （設置要領を制定し平成 28 年 2 月 4 日から施行） 設置期間：平成 28 年 2 月 4 日～平成 28 年 9 月 8 日
平成 28 年 9 月 6 日	・「タブレット端末導入検討会」から議会運営委員長に対して「タブレット端末の活用について（報告）」がなされ、内容については今後検討していくことになった。 【報告内容】 1 災害発生時の情報共有・連絡体制の構築について 災害発生時に備えて、タブレット端末やスマートフォンによる情報共有や連絡ができる体制を構築することが望ましい。 2 ホームページへの議案・委員会資料の掲載について 議案・委員会資料をホームページ上に公開することで、市民及び議員が必要に応じて閲覧ができる環境を整備することが望ましい。 3 各種会議での活用について タブレット端末を本会議、常任委員会、特別委員会などの各種会議で使用を可能とすることが望ましい。 4 ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 5 議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。
平成 28 年 8 月	・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。
平成 28 年 9 月 28 日	・「長崎市議会 B C P（業務継続計画）～災害時行動計画～」を制定
平成 29 年 3 月 2 日	・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年 5 月 15 日以降にホームページで公開する。

決定又は実施年月日	内容
平成 29 年 9 月 8 日	・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり対応を決定 (1)委員会資料をホームページに公開することとし、平成 29 年 11 月定例会分の常任委員会の委員会資料から、本会議終了後に公開する。 (2)タブレット端末の各種会議への持ち込みは今後の検討課題とする。 (3)スマートフォンの持ち込みについては、これまでの携帯電話の取扱いと同様に持ち込みは不可とする。 (4)平成 29 年 10 月の決算審査に限り、試行的に平成 28 年度の予算関係の委員会資料を議会事務局がデータ化し、希望する議員に対してデータの提供を行う。 ※平成 30 年、令和元年も試行的に持ち込みを許可 (5)議員と議会事務局との連絡については、希望する議員に対しては電子メールやライン等を活用した連絡体制を整備する。
平成 29 年 11 月 20 日	・議会事務局から議員への連絡方法については、平成 29 年 11 月定例会から一般質問の通告書の確認や委員会の招集通知、各種資料の送付について、希望する議員に対してはファックス以外にもメールによる連絡を行うこととした。
平成 30 年 2 月 14 日	・平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までの計 10 回にわたり議会運営協議会において検討された「政務活動費運用マニュアル」について、平成 30 年 4 月 1 日から運用を行うこと、また運用開始と合わせてホームページで公開することを決定
平成 30 年 6 月	・平成30年 6 月議会から、定例会の招集日及び閉会日に議場内で手話通訳を実施
平成 30 年 8 月 27 日	・熱中症対策などのため、傍聴席において、体調管理上必要な場合については、水筒、ペットボトルによる水分補給を認める取扱いとした。
令和元年 6 月 17 日	・長崎市議会ビジネスチャットの運用を開始 【長崎市議会ビジネスチャットの利用について】 1 利用目的 (1)災害時等における安否確認 (2)質問通告表等の資料の送付 (3)各所管課からの連絡（避難所の開設状況、天候による各種行事の中止など） (4)その他事務連絡 2 使用するアプリケーション L I N E W O R K S （ラインワークス）
令和 3 年 3 月 9 日	1 全国市議会議長会からの標準市議会会議規則の一部改正についての通知を踏まえ次のとおり改正を実施 ・女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図

決定又は実施年月日	内容
	る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図った。 ・行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願書については自署又は記名押印のいずれも可能とし、その他、規則・規程などに基づくもので押印等を廃止できるものは廃止した。
令和3年11月1日	・議長の諮問機関として「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置（令和3年11月1日～令和5年4月末） 【設置目的】 議会におけるICTの活用推進の一環として、本市議会にタブレット端末を導入するに当たり、端末の運用基準（ルール）、機種や導入スケジュールなどを検討することを目的とする。
令和3年12月	・令和3年第6回（11月）定例会から議案をホームページ（「定例会議決結果一覧など」のページ）に掲載することで市民に対して議会活動を情報発信 ・令和3年度の特別委員会資料からホームページへ掲載
令和4年1月	・長崎市公式LINEを利用し、定例会、各委員会の日程、一般質問通告、常任委員会の進捗状況、特別委員会の調査結果などを情報発信 ・電子書籍ポータルサイト「ながさきイーブックス」への市議会だより（令和4年2月号）から掲載
令和4年2月14日	・長崎市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において「新型コロナウイルス感染症の議会対応について」を策定
令和4年2月28日	・オンラインの方法により委員会の開催を行うことができるよう長崎市議会会議規則及び委員会条例の一部改正案を可決
令和4年6月8日	・「長崎市議会オンライン委員会運営要綱」を制定
令和4年8月25日	・令和4年10月からのタブレット端末導入に伴い、長崎市議会会議規則に係る申合せを次のとおり見直した。 ＜第116条に係る申合せ＞ 「1 本会議場におけるタブレット端末を含むパソコンの議場内（傍聴席を除く）への持ち込みについては、議員が議長から貸与を受けたタブレット端末、説明のための出席者及び議会事務局職員が会議の運営のために持ち込むもの、市政記者が本会議を傍聴し取材を補完するために用いるもの並びにその他議長が認めるものに限り許可する。」 ・長崎市議会タブレット端末等運用基準を制定
令和4年9月7日	・新庁舎移転後の議場における「大型スクリーン等及び電子採決システムの運用方針」を決定

決定又は実施年月日	内容
令和４年１０月	・タブレット端末の導入（令和４年１０月１日） ・タブレット端末の導入に伴い、令和４年７月臨時会・９月定例会会議録から電子データによる配付を開始
令和４年１１月１６日	１ 新市庁舎移転に伴う見直しについて (1) 長崎市議会傍聴規則の一部改正 新市庁舎移転に伴い、新しい議場の傍聴席に車椅子利用者用のスペース、特別傍聴席（児童又は乳幼児を帯同する者が傍聴するために使用する席）を設けること、また、一般席の傍聴人の定員が１２０人から９８人に変更となるため傍聴規則を改正した。（施行日：令和５年１月４日） (2) 新市庁舎前広場の透過ディスプレイを活用した議会活動の情報発信 ①透過ディスプレイの概要 ア 設置場所 新市庁舎２階吹き抜け部分に面する窓 イ 寸 法 縦約３ｍ×横約６ｍ（約１８㎡） ウ 運用開始 令和５年３月 ②議会による情報発信の内容 ア 定例会・臨時会開催のお知らせ イ 委員会開催のお知らせ など (3) 会議案内モニターを活用した議会の会議日程等の情報発信 新市庁舎の１階総合案内付近に設置される会議案内モニターを活用し、来庁者に向けて、議会の会議日程などの情報を発信するもの。 ①会議案内モニターの概要 設置場所 新市庁舎１階 総合案内付近 (4) 議員登庁表示板の庁内イントラネットへの掲載 ２ 議場及び委員会室におけるマイボトルの運用 体調管理上必要な場合にマイボトル（蓋が閉まる形状の水筒もしくはペットボトルの持ち込みを可能とする。ただし、ペットボトルは、「ペットボトルホルダー」に入れ、中身が見えないように配慮した上で持ち込むものとし、中身は水、お茶のみとする。
令和４年１２月９日	・電子採決システムの導入、会議録の電子データによる配付を実施することに伴い、長崎市議会会議規則の一部改正案を可決（施行日：令和５年１月４日） ・長崎市議会の個人情報の保護に関する条例を可決 ・１１月定例会本会議終了後に旧議場の閉場式を執り行う。
令和５年１月	・新市庁舎へ移転
令和５年１月２６日	・新議場で議場開場式を執り行う。 ・委員会室等へ大型モニター（５２型）を設置 ・令和５年第１回臨時会からホームページ及び広報紙へ議案の賛否を公開

決定又は実施年月日	内容
令和5年2月28日	・定例会等の議会活動の情報を掲載している広報紙「ながさき市議会だより」について、一般質問の内容を紹介する記事に新たに質問議員の氏名、顔写真、インターネット録画放送のQRコードを追加（令和5年6月定例会分（令和5年9月発行号）から掲載）
令和5年6月	・令和5年6月定例会以降は、タブレット端末によるペーパーレス会議を実施 ・上記に伴い、例規集の運用等の解説部分において、「議場において配付する」といった紙資料を前提とした表現については、タブレット端末を想定した表現となるよう所要の整備を実施
令和5年6月12日	・難聴者用補聴援助システムの導入（送信機1台、受信機5台）
令和6年2月21日	・令和6年2月定例会から聴覚に障害がある方をはじめ、多くの方がより傍聴しやすいように、6階傍聴席にAI会議録作成システムによりリアルタイムで字幕を表示することができる字幕表示用モニターを設置
令和6年3月12日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置 設置期間：令和6年3月12日～令和7年1月14日 【調査項目】 1 議員定数と議員報酬について 2 ハラスメントについて 3 SNS発信の在り方について 4 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて 5 一般質問の在り方について 6 予算措置関係について ①政務活動費の額 ②視察旅費の額 7 委員会運営について ①委員会中継の実施、 ②委員の発言に係るルール設定 8 当初予算・決算審査について ①特別委員会の設置 ②決算委員会の開催時期 ③委員の任期
令和6年3月15日	・議会に係る手続のデジタル化を図るための会議規則及び委員会条例の改正案を可決
令和6年8月20日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の3項目に対して中間答申がなされる。 【中間答申（内容）】（一部抜粋） 1 議員定数について

決定又は実施年月日	内容
	議員定数について、前回議員定数の見直しを行った際の考え方である人口 1 万 1,000 人に対し議員 1 人という考えから、人口 1 万人に対し議員 1 人という考えのもと 4 人削減し、定数を 36 人とし、削減の時期については、次回の改選時（令和 9 年）から削減すべきであるとの意見が多数を占めた。このことから本検討会としては、定数を 36 人、削減の時期については、次回の改選時（令和 9 年）から実施すべきと考える。 2 ハラスメントについて 新規条例の制定には一定の時間を要することなどから、まずはガイドラインを策定すべきであると決定した。 3 SNS の発信の在り方について 議会の信用を損なうことがないよう議員が SNS を使って情報発信を行う場合に留意すべき事項等を定めたガイドラインを策定すべきであると決定した。
令和 6 年 11 月 19 日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け議会運営委員会において、「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」及び「長崎市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン」を策定
令和 6 年 11 月 25 日	・「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため相談窓口を議会事務局内に設置（外部相談窓口も併せて設置）
令和 6 年 12 月 3 日	・議会に係る手続のデジタル化を図るため「長崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「長崎市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定（令和 7 年 2 月 1 日施行） ・上記 2 規程の整備に伴い、陳情の取扱いについて、持参以外の郵送及び電子申請による提出についても認めるものの、以下に該当する場合は委員会に送付しないことに決定 ① 法令等又は公序良俗に反するもの ② 過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの ③ 趣旨又は願意が不明確なもの ④ 市政に関わらないもの ⑤ 陳情者が市内在住ではないもの ⑥ その他議長が適当でないと認めるもの
令和 7 年 1 月 14 日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の 5 項目について最終答申がなされる。 【最終答申（内容）】 1 一般質問の在り方について

決定又は実施年月日	内容
	一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することとし、質問場所については、従来どおりとする。また、導入時期については、執行部との調整ができ次第、速やかに実施すべきと考える。 2 予算措置関係について (1) 政務活動費の額 ①政務活動費の交付額 現在の交付額（15 万円）を維持とすべきとの意見となった。 ②ガソリン代の上限額 現状維持（月額上限 2 万円）とすべきとの意見となった。 ③出張時のレンタカー及びタクシーの利用 特段の事情がある場合には、事前に議長に届け出て、利用を可能とするよう改めるべきとの意見となった。 (2) 視察旅費の額 ①委員会の行政視察旅費 委員会の行政視察旅費については現状維持すべきとの意見となった。 ②海外視察の旅費 海外視察の旅費については現状維持とすべきとの意見となった。 3 委員会運営について (1) 委員会中継の実施 検討会では、必要となる経費や作業に対して効果があまり見込めないため実施する必要はないとする意見が出された一方で、開かれた議会として情報公開を進めるため実施すべきとの両論の意見が出された。なお、実施すべきとする会派からは、実施に当たっては費用面を考慮すべきとの意見が出されたが、配信方法については、映像の有無や生中継の実施の有無について意見が分かれた。 (2) 委員の発言に係るルール設定 委員の発言に係るルールは設定しないことになった。 4 当初予算・決算審査について (1) 審査方式 現行の各常任委員会への分割付託方式を継続することになった。 (2) 決算委員会の開催時期 9 月中に決算委員会を開催することとする。なお、開催時期の変更については、決算資料のあり方について執行部との調整が必要であることから、慎重に実施すべきと考える。 (3) 委員の任期 現時点では結論を導くに至らなかった。 5 議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて

決定又は実施年月日	内容
	議員活動を長期間欠席する場合の取扱いとして議員報酬を減額する規定を設けるべきとの意見が多数を占めた。
令和 7 年 2 月 1 日	・議会に係る手続のデジタル化の一つとして長崎市電子申請サービスを活用して請願・陳情のオンライン申請を開始
令和 7 年 6 月 19 日	・「議会制度検討会」からの最終答申を受け議会運営委員会において、令和 7 年 9 月定例会から、一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することを決定
令和 7 年 6 月～ 令和 7 年 11 月 18 日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け、議会運営委員会においても協議を重ねた結果、議員定数を現状の 40 人から 4 人減することを決定
令和 7 年 11 月 25 日	・11 月定例会本会議において議員定数を 36 人に減員（令和 9 年の一般選挙から施行）

議 会 費 予 算 等

1 令和8年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

区 分	予 算 額	区 分	予 算 額
報 酬	313,253	需 用 費	14,914
給 料	92,462	役 務 費	7,087
職 員 手 当 等	181,087	委 託 料	6,830
共 済 費	107,472	使 用 料 及 び 賃 借 料	6,997
報 償 費	210	備 品 購 入 費	75
旅 費	35,839	負担金、補助及び交付金	72,478
交 際 費	1,600	公 課 費	46
		計	840,350

（主な予算内容）

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 議員給与費 | 483,046千円 |
| (2) 職員給与費 | 180,720千円 |
| (3) 交 際 費 | 1,600千円 |
| (4) 議会活動費 | 165,792千円 |
| ア 政務活動費 | 70,200千円 |
| イ 活 動 諸 費 | 77,781千円 |
| ウ 議会広報紙発行費 | 11,596千円 |
| エ 本会議ケーブルテレビ放映費 | 2,145千円 |
| オ 本会議インターネット配信費 | 2,360千円 |
| カ 本会議中継手話通訳費 | 720千円 |
| キ 議会会議録検索システム運営費 | 990千円 |
| (5) 事 務 費 | 9,192 千円 |

2 議員報酬（月額）

区 分	現行額（令和5.5.1改定）	従前の額（平成23.5.1改定）
議 長	744,000円	737,000円
副 議 長	679,000円	673,000円
議 員	625,000円	619,000円

3 期末手当 年間3.5月分（6月支給 1.75月分、12月支給 1.75月分）×1.35（加算率）

4 費用弁償（H17.1.1廃止） ※廃止前は、一律9,000円（H8.4.1改定）

5 旅 費（令和8年度当初予算）

- | | | | | |
|--------------|----------|---|-------|--------------|
| (1) 行政調査旅費 | 14,625千円 | <div> <div> </div> <div> </div> <div> </div> </div> | | |
| (2) 陳情旅費 | 1,628千円 | | | |
| (3) 海外視察調査旅費 | 7,900千円 | | | |
| | | ※3期以上の議員 | 1人当たり | 1,000千円（7人分） |
| | | 2期の議員 | 1人当たり | 300千円（3人分） |

6 政務活動費（平成 12 年度までは市政調査研究費補助金、平成 24 年度までは政務調査費として交付）

- (1) 交付基準……各月 1 日に在職する議員に対し、月額 150,000 円を交付する。
- (2) 交付方法……申請に基づき、年 2 回に分け交付する。

実施年月日	S 52. 4. 1	20,000 円	※ H17. 4. 1 から議員個人に交付
改定	〃 S 55. 6. 1	30,000 円	
改定	〃 S 59. 4. 1	28,500 円	
改定	〃 H 4. 4. 1	80,000 円	
改定	〃 H 6. 4. 1	90,000 円	
改定	〃 H12. 4. 1	100,000 円	
改定	〃 H17. 1. 1	150,000 円	

7 議会図書室

地方自治法第 100 条第 19 項の規定により議会議員の市政その他の調査研究に資するため長崎市議会図書室を設けている。

- 蔵書数の状況 (単位：冊)

年 度	購 入	寄 贈	登録合計	蔵書数
令和 5 年度	35	9	44	1,575
令和 6 年度	29	7	36	1,611
令和 7 年度	30	2	32	1,643

8 長崎市議会史

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、その全てが完成した。

- 構 成 【記述編】市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

【資料編】明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。

- 体 裁 A 5 判 全 5 巻（記述編 1、2、3 資料編 1、2）

- 発刊等の状況

編別	巻	収 録 内 容	規 格	頁 数	発 行 部 数	発 刊 年 度
記 述 編	1	明治 22 年 4 月から 大正 15 年 6 月まで	A 5 判	697 ^頁	1,000 部	平成 6 年度
	2	大正 15 年 7 月から 昭和 22 年 3 月まで		986		平成 7 年度
	3	昭和 22 年 4 月から 昭和 42 年 3 月まで		1,304		平成 8 年度
資 料 編	1	法規関係、議決事件		1,733		平成 2 年度
	2	名簿、選挙、施政 方針説明		1,334		平成 4 年度

議 会 事 務 局

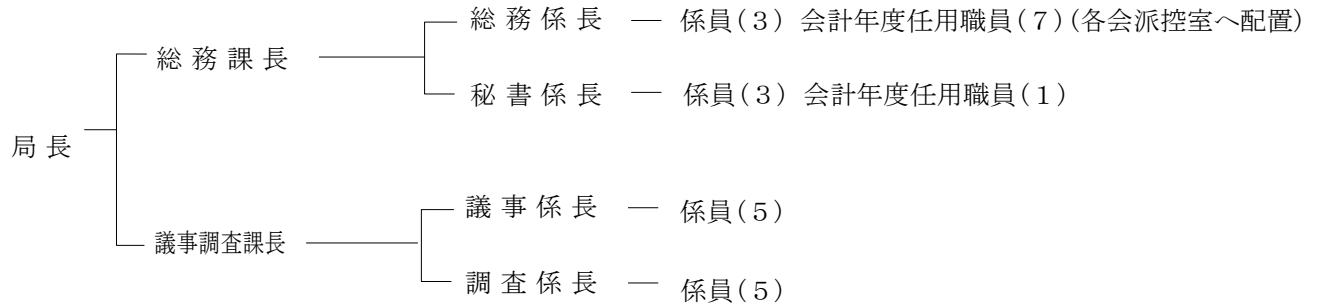
1 機 構

(R 8. 8. 1 現在)

定数 24人

現員 23人

会計年度任用職員 8人



2 議 会 刊 行 物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規 格	配 付 対 象
会 議 録	4	15	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 12	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
特 別 委 員 会 調 査 報 告 書	1	1 委員会 12	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 議 会 だ よ り (S24～49.1) (S56.5～)	4	142,300 (1 回当たり)	A 4	議員、全世帯
調 査 資 料 報 (S29.3～)	4	12	A 4	議員 (電子版)、各関係機関
市 政 概 要	1	21	A 4	議員 (電子版)、各関係機関

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

3 議 会 情 報

- (1) ケーブルテレビでの本会議生放映 (平成 13 年 3 月定例会～)
- (2) 議会会議録検索システムの運用 (平成 15 年 10 月 1 日～)
- (3) ホームページでの本会議生中継 (平成 17 年 6 月定例会～)
※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォン対応配信
- (4) ホームページでの本会議録画中継 (平成 18 年 6 月定例会～)
- (5) YouTube での本会議録画中継配信 (平成 25 年 9 月定例会～)
- (6) 議会事務局 Facebook の運用 (平成 26 年 6 月定例会～)
- (7) 本会議中継での手話通訳 (平成 30 年 6 月定例会～)
- (8) 長崎市公式 LINE での情報発信 (令和 4 年 1 月～)
- (9) 議会傍聴席における字幕表示モニターの運用 (令和 6 年 2 月～)

選挙

長崎市議会議員選挙の記録

区分	執行年月日									
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
	S22. 4. 30	S26. 4. 23	S30. 4. 30	S34. 4. 30	S38. 4. 30	S42. 4. 28	S46. 4. 25	S50. 4. 27	S54. 4. 22	S58. 4. 24
当日有権者数(人)	97,075	131,063	160,436	182,312	222,603	236,957	268,372	293,115	298,096	308,287
投票者数(人)	68,601	113,588	126,458	145,798	168,329	177,645	198,027	224,278	233,403	237,672
投票率(%)	70.67	86.67	78.82	79.97	75.62	74.97	73.79	76.52	78.30	77.09
議員法定数(人)	40	44	44	48	48	52	52	52	52	52
条例定数(人)				44		48	48	48	48	48
立候補者数(人)	133	177	133	107	88	84	78	91	72	63
立候補者数/定数	3.33	4.02	3.02	2.43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31
当選者	最高得票数	1,400	1,355	2,938	3,173	4,343	4,435	4,412	5,116	5,526
	最低得票数	614	820	1,093	1,485	1,984	2,225	2,422	2,917	3,228
	1人平均得票数	—	992	1,448	1,804	2,579	2,959	3,010	3,631	4,092
	最高年齢(歳)	57	62	67	65	71	70	72	65	64
	最低年齢(歳)	29	36	27	31	28	25	29	31	31
	平均年齢(歳)	45	49	51	51	50	50	48	47	48

区分	執行年月日	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
		S62.4.26	H 3.4.21	H 7.4.23	H11.4.25	H15.4.27	H19.4.22	H23.4.24	H27.4.26	H31.4.21	R5.4.23
当 選 者	当日有権者数(人)	315,032	320,939	327,560	328,979	330,516	旧市328,968 旧町35,213	360,164	354,203	350,395	335,540
	投票者数(人)	241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市179,090 ※旧町19,770	191,970	162,105	165,826	158,333
	投票率(%)	76.69	71.98	67.91	63.68	57.64	旧市54.44 旧町平均71.26	53.30	45.77	47.33	47.19
	議員法定数(人)	52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃	—	—
	条約定数(人)	48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40	40	40
	立候補者数(人)	58	52	51	55	56	旧市47 旧町15	52	54	45	57
	立候補者数/定数	1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市1.07 旧町平均2.14	1.30	1.35	1.13	1.43
	最高得票数	6,664	6,426	5,817	5,440	4,847	旧市6,010 旧町4,789	5,461	6,361	5,950	6,000
	最低得票数	3,605	3,508	3,399	3,207	2,974	旧市2,546 旧町309	2,922	2,536,093	2,112,110	2,278
	1人平均得票数	4,358	4,497	4,394	4,036	3,872	旧市3,845 旧町1,875	4,050	3,354	3,857	3,257
選 者	最高年齢(歳)	65	69	73	71	70	71	75	77	81	81
	最低年齢(歳)	35	32	36	35	39	26	35	34	31	29
	平均年齢(歳)	48	50	52	54	56	56	57	57	58	57
※1 外海選挙区は、無投票のため含まない。											

